

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年10月23日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

平成30年2月1日～平成31年1月31日

(仮称)世田谷区立希望丘青少年交流センター開設準備業務委託

平成31年2月1日～平成34年3月31日

(仮称)世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託

(2) 業務内容

次に掲げる業務を行う。詳細は、事業者募集要項等を参照すること。

(仮称)世田谷区立希望丘青少年交流センター開設準備業務委託

- () 若者・地域の参加・参画、協働による運営体制づくり
 - ・運営準備委員会の開催
 - ・ワークショップ、アンケートの実施
 - () 開設に要する準備
 - ・運営マニュアルの策定
 - ・利用管理システムの構築
 - ・予約管理システムの構築
 - ・開設後の職員体制の整備
 - ・開設に向けた職員の研修
 - ・運営上必要な備品仕様及び配置レイアウトの検討
 - ・運営管理上、必要な消耗品の購入
 - ・施設内の掲示物・表示物等の作成・掲出
 - () 各種事業実施にかかる準備
 - ・事業計画書の作成
 - ・講師・団体等に対する依頼・調整
 - ・プログラム実施上、必要な消耗品の購入
 - () 広報活動及び若者支援団体や地域団体等との関係づくり
 - ・施設ホームページ、SNSの作成・更新・保守
 - ・リーフレット、チラシ、ポスターによる広報活動
 - ・PRイベントの企画・運営
 - () 区への業務報告
- (仮称)世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託
- () 施設運営管理業務
 - ・受付業務
 - ・日常業務
 - ・防火・防災にかかわる業務
 - ・帰宅困難者対策の実施
 - ・災害への対応

- () 若者の居場所の運営及び事業実施
 - ・若者の居場所の運営
 - ・各種プログラム等の実施
 - ・カフェキッチンの運営（就労体験・就労支援事業）
 - ・菜園の管理・運営
 - ・地域イベントの開催
 - ・「(仮称)希望丘青少年交流センターフェスティバル」の実施
 - () 若者・地域の参加・参画、協働による運営
 - ・運営委員会の開催
 - ・ワークショップ・アンケートの実施
 - () 地域におけるネットワーク構築業務
 - ・地域懇談会
 - ・若者支援団体との連携・連絡会
 - ・関係機関主催のネットワーク会議等への出席
 - ・複合施設全体の運営会議への出席
 - () 広報活動業務
 - ・リーフレット、チラシ、ポスターによる広報活動
 - ・施設ホームページ・SNSの更新・保守
 - ・広報誌の発行
 - () 区への活動結果報告
- (3) 履行期間
平成30年2月1日～平成34年3月31日

本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる各年度の予算が議決し、予算配当がなされることを条件とするものである。

契約は単年度ごととし、業務の運営状況が良好と認められた場合に限り、次年度の契約を締結する。

2 事業実施経費（提案限度額）

| | | |
|-------------------------------|----------------|-----------|
| (仮称)世田谷区立希望丘青少年交流センター開設準備業務委託 | | |
| ・平成29年度（2ヶ月） | | 397千円（税込） |
| ・平成30年度（10ヶ月） | 15,000 | 千円（税込） |
| (仮称)世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託 | | |
| ・平成30年度（2ヶ月） | 11,000 | 千円（税込） |
| ・平成31年度 | 66,000 | 千円（税込） |
| ・平成32～33年度 | 平成31年度と同程度の見込み | |

平成30年度以降の実施経費については、予算編成の過程により変更となる可能性がある。事業実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加をせざるを得なくなった場合は、別途区との協議により決定するものとする。

契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定するものとする。

3 応募資格

平成29年10月1日現在、法人格を有し、次に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人でないこと、及び同条第2項による措置を受けている法人でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 世田谷区あるいは世田谷区近郊に活動拠点を有していること。
- (5) 平成25年度以降、国又は自治体における若者支援に関する事業等を実施した実績があること。

4 提案書提出者の選定

本件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 審査基準

- (1) 世田谷区及び国の若者支援施策の理解度および課題認識等のレベル
- (2) 事業実施内容の充実度および履行の信頼度
- (3) 事業実施体制(統括責任者および業務担当者の経験や資格、配置人材、区との連絡体制等)
- (4) 運営に要する見積経費の妥当性
- (5) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

6 公募スケジュール

| 内容 | 日程 | 備考 |
|--------------------|------------------------|--|
| 手続開始の公告日 | 10月23日(月) | |
| 説明書の交付 | 10月23日(月)～ 11月6日(月) | 区ホームページからのダウンロードによる。 |
| 参加表明書の提出期限 | 11月6日(月)17時 | 持参または郵送(書留郵便に限る)とする。 |
| プロポーザル招請通知 | 11月7日(火) | 参加資格を満たしている業者へ、プロポーザル招請通知を郵送で送付する。 参加資格を満たしていない業者へ、非招請通知を郵送で送付する。 |
| 質問書の提出期限 | 11月14日(火)17時 | 持参または郵送(書留郵便に限る)とする。 質問内容および回答は、全事業者へ郵送で送付する。 |
| 提案書の提出期限 | 12月5日(火)17時 | 持参に限る。 |
| 第一次審査 | 12月6日(水)～ 12月11日(月) | 第一次審査で上位3事業者を選抜する。 |
| 第一次審査結果通知 | 12月12日(火) | 結果通知は、全事業者へ郵送する。 |
| 第二次審査 プレゼンテーション | 12月14日(木) | 第一次審査の上位3事業者を対象にして、プレゼンテーションを実施する。 |
| 第二次審査結果通知 | 12月 中旬予定 | 結果通知は、全事業者へ郵送する。 |
| 契約締結 | 2月 1日(木) 予定 | |

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

(3) 契約保証金

免除とする。

(4) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 情報公開

区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができるものとする。

(6) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募者の負担とする。

(7) 関係機関への取材制限

本業務に係る区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

(8) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

(9) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることがある。

(10) 随意契約の締結予定

区は、当該業務に直接関連する業務の委託契約を、当該業務の委託相手方(受託者)との随意契約により締結する場合がある。

8 本件担当

【住所】 〒154 - 8504

世田谷区世田谷4丁目21番27号 第一庁舎5階52番窓口

【所管】 世田谷区 子ども・若者部 若者支援担当課 (担当) 生垣・三留

【電話】 03 - 5432 - 2585

【FAX】 03 - 5432 - 3050

【E-mail】 SEA02091@mb.city.setagaya.tokyo.jp